

公共事業等環境配慮システムに係る技術指針

令和7年（2025年）3月28日改正

公共事業等環境配慮システムに係る技術指針

第1 趣旨

- 1 一般的に、事業は、基本的な方針・目標の設定、事業適地の選定、基本的計画諸元の決定、事業実施区域の決定、土木構造物、工作物等の基本的構造物等の基本設計、さらには詳細な設計、工事实施計画の策定などのプロセスを順次経て、計画の熟度が高められ、具体的事業内容が絞りこまれていくことになる。
- 2 この技術指針は、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱（以下、「要綱」という。）第4の1(1)に基づき対象事業の実施により環境への影響が予想されるものについて、事業部局の長が別紙様式に掲げる環境調書に示す環境配慮事項ごとにその該当の有無を判定し、該当する場合はその影響を最小化するよう環境保全対策を行うための指針を定めたものである。

第2 対象とする環境配慮事項

対象事業の実施により事業部局の長が行う環境配慮事項の対象は以下のとおりとする。

- 1 公害の防止等、生活環境保全のための配慮
- 2 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮
- 3 地形の保全及び地盤改変に当たっての配慮
- 4 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮
- 5 自然景観の保全のための配慮
- 6 廃棄物対策等、生活環境保全のための配慮
- 7 歴史的文化的環境の保全等、生活環境保全のための配慮
- 8 自然災害の未然防止への配慮
- 9 その他、生活環境保全のための配慮

第3 環境調書の構成

環境調書の構成は、要綱別表に定める対象事業の種類について様式1から3とする。

- 1 様式1 環境調書
- 2 様式2 様式1に掲げる環境配慮事項以外の環境配慮（環境保全対策）概要書
- 3 様式3 環境調書（追加分）

第4 早期段階での環境配慮

- 1 要綱第3の1(2)に定める時期において環境配慮を検討するに当たって、地域における環

境の自然的社会的条件を把握する必要がある。

地域環境の特性を把握する方法としては、環境調書に掲げる環境配慮事項ごとに熊本県環境基本計画環境特性図（平成4～7年度作成以後更新・熊本県）（以下「環境特性図」という。）、関係課が保有する情報（埋蔵文化財等）等既存の環境情報や現地踏査等を参考にし、環境配慮事項該当の有無を判断する。

- 2 環境配慮事項に掲げる環境に著しく悪影響を及ぼすと予想される場合には、当該地を避けて計画地の選定やルートを選定を行うといった事業構想の見直しが必要である。
- 3 既存の環境情報等で環境配慮事項該当の有無を判断できない場合は、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を求めたり環境調査（現地調査）を行うものとする。

なお、事業の内容及び地域特性により環境配慮事項に係る環境影響がないか若しくは環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合、又は事業実施区域若しくはその周辺地域に環境配慮事項に係る環境影響を受ける対象が相当期間存在しないことが明らかである場合には、当該環境配慮事項の環境調査を省略することができるものとする。

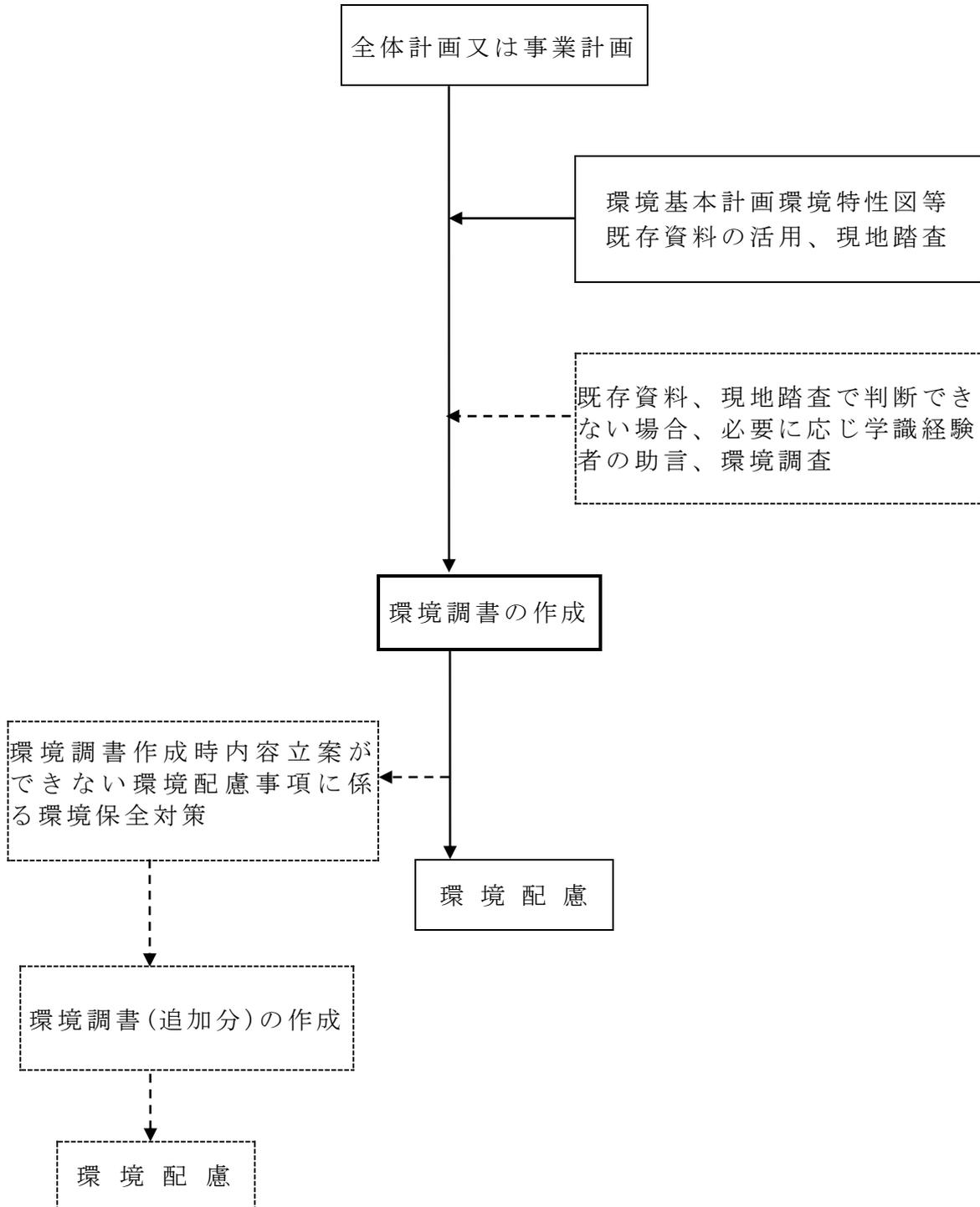
第5 環境調書作成段階での環境配慮

- 1 事業の特性あるいは地域環境の特性からみて、環境調書に掲げる環境配慮事項に該当する場合は、該当する環境配慮事項ごとにその地域及びそこで行う環境配慮（環境保全対策）の概要を記載することとし、その内容については、参考資料として環境調書に添付すること。事業部局等の長は必要に応じ対象事業の特性及び地域環境の特性を勘案し、環境調書に掲げる環境配慮事項以外の環境配慮（環境保全対策）についても、地域環境の保全・創造といった観点から積極的に対応するものとし、その内容を様式2に記載する。
- 2 環境配慮の内容（環境保全対策）について判断がつかない場合は、必要に応じ環境配慮専門委員等学識経験者の助言を求めたり環境調査（現地調査）を行うものとする。
- 3 環境調書作成段階で環境配慮（環境保全対策）に係る内容立案ができない場合は、事業部局の長は当該事項について基本的な考え方を記載し、具体的な内容が決定した段階で当該事項について様式3環境調書（追加分）を作成する。

第6 環境調査（現地調査）の方法

原則として、「熊本県環境影響評価技術指針」及び「環境影響評価実施に当たっての技術的留意事項」を参考に行うものとし、必要に応じ学識経験者の助言を求めるものとする。

環境調書等の作成手順



様式1 熊本県公共事業等環境配慮システム 環境調書

事業の名称		事業番号		対象事業の種類	
実施箇所	市町村（大字）（町）地内			計画期間	令和 年度 ~ 令和 年度
連絡先	所属名：		担当者職氏名：		内線：

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が必要な地域) 及びその理由	影響等の有の場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見
1 公害の防止等、生活環境保全のための配慮					
大気質・騒音・振動・粉じん等・悪臭	(1) 重機、運搬車両の運送経路に伴う大気汚染、騒音、振動等による生活環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(2) 地形改変等に伴う粉じん等の飛散、騒音、振動等による生活環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(3) 事業の実施(道路建設の場合は供用後の自動車交通を含む)に伴う大気汚染、騒音、振動、悪臭による生活環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
電日照障害等	(4) 事業の実施に伴う日照障害や電波障害、光害、風害による生活環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が必要な地域) 及びその理由	影響等の有の場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見
2 水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮					
水質・水量・水象	(1) 水道水源等の上流域における水質や水量への重大な影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(2) 土砂の流出による河川等の水質への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(3) 地形改変による尾根筋等分水界や源流域への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(4) 事業の実施に伴う放流による河川等の水質への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(5) 遊水機能や流出調整機能を有する地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(6) 工事中の土砂巻き上げ等による海域の水質への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(7) 水利用に当たって、節水機器の整備や循環利用、再生水や雨水の利用など水利用合理化方に配慮しているか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等 の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が 必要な地域) 及びその理由	影響等の有の場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見	
地下水	(8) 事業の実施に伴い、水源かん養林など水資源保全上重要な役割を果たしている地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(9) 地下水かん養域で建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に配慮を要する地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(10) 地下構築物による地下帯水層の分断や、湧水の汲み上げによる地下水の水位への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(11) 事業の実施に伴い、重要な地下水かん養域での地下水汚染の影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
3 地形の保全及び地盤改変に当たっての配慮						
地形・地質	(1) 改変等による自然景観資源、特異な地形・地質及びその周辺地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(2) 改変等による湧水、滝、渓谷、自然海岸、干潟など希少な自然地形及びその周辺地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等 の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が必要な地域) 及びその理由	影響等の有る場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見
4 植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮					
動物・植物・生態系	(1) 希少な野生動植物や特定植物群落などの生息・生育地及びその周辺地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(2) 野生動植物の良好な生息や生育環境である湿地や湿原及びその後背集水域への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(3) 希少な動物の生息・繁殖環境及び連続した移動環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(4) 水辺等における野生動植物の生息・生育環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(5) 海洋生態系の保全に重要な役割を果たしている干潟・藻場への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(6) 巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木等の良好な環境資源への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(7) 魚類等の水生生物の溯上や降下等、移動を妨げないよう魚道の設置等の配慮の必要はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(8) 海岸の変更に伴う潮流など海象条件の変化による海域生態系への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等 の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が 必要な地域) 及びその理由	影響等の有の場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見	
動物・植物・生態系	(9) 海岸の変更に伴い、人工海浜やワンドの創出など、環境浄化機能の観点から海浜の自然環境の向上に配慮を要する地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(10) 護岸の整備に伴い、海岸域の自然環境の分断防止や地域の自然や河川の流況等に適合した多自然型工法などの活用による環境の保全・創造に配慮を要する地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	<ダム又は堰の建設の場合> (11) ダムの水位変動に伴う湖岸の浸食、表土の露出等による生態系への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
5 自然景観の保全のための配慮						
景観	(1) 地域の良好な景観を形成している水辺や渚、地形、植生及びその周辺地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(2) 地域景観との調和、大規模な法面や擁壁の抑制と適切な緑化等への配慮を要する地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	<ダム又は堰の建設の場合> (3) ダムの水位変動に伴う湖岸の浸食、表土の露出等による自然景観への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等 の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が 必要な地域) 及びその理由	影響等の有の場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見	
人と自然との 触れ合いの活動の場	(4) 熊本名水百選や身近な湧水、 ほたるの里等の周辺地及び 後背集水域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(5) 身近に自然とふれあえる良好な 環境として、自然環境が残されて いる地域や海岸への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
	(6) 水辺へのアプローチの確保と 親水空間の創出に配慮を要する 地域への影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
6 廃棄物対策等、生活環境保全のための配慮						
廃棄物等	(1) 事業の実施(工事中を含む。)に 伴い排出される廃棄物の処理・ 処分について配慮がなされているか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)
7 歴史的文化的環境の保全等、生活環境保全のための配慮						
文化財	(1) 史跡・名勝・天然記念物、 歴史的建造物、町並み等有形の 文化財及びその隣接地、埋蔵 文化財及び重要文化的景観等、 また、身近な歴史的文化的素材 であり地域の生活に密着し親しま れてきた泉、石橋、石垣等への 影響はないか。		○該当地域 ○理由			(有とした場合の内容)

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	影響等 の有無	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が 必要な地域) 及びその理由	影響等の有る場合は環境配慮(環境保全対策)の内容	環境生活部長の意見
8 自然災害の未然防止への配慮					
災害防止等	(1) 地盤が低く、浸水や湛水しやすい地形に該当しないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(2) 土石流や地すべり、崖崩れなど土砂災害が発生しやすい地形であり、特に、斜面上部や直下に住宅、施設等がある場所に該当しないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(3) 断層及び断層周辺地域、液状化の発生しやすい地盤条件などの地域に該当しないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(4) 災害防止等の地域や防風林等の身近な緑資源がもつ多面的な機能への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(5) 地形改変に伴う雨水や地表水の流出による影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(6) 植生が果たしている水源かん養、表土保全、災害防止、景観保全などへの影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
9 その他、生活環境保全のための配慮					
温室効果ガス等	(1) 再生可能エネルギーや新エネルギーの利用、省エネルギー、省資源の推進、CO2の削減など地球温暖化対策等について配慮の必要はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
その他	(2) 重機、運搬車両の運送経路に伴う交通遅滞の発生による生活環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)
	(3) 住宅地や集落地などの地域コミュニティの分断等の発生による生活環境への影響はないか。		○該当地域 ○理由		(有とした場合の内容)

様式2 様式1に掲げる環境配慮事項以外の環境配慮（環境保全対策）概要書

事業の名称		事業番号		対象事業の種類	
実施箇所	市町村（大字）（町）地内			計画期間	令和 年度 ~ 令和 年度
連絡先	所属名：		担当者職氏名：		内線：

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が必要な地域) 及びその理由	環境配慮（環境保全対策）の概要
1	公害の防止等、生活環境保全のための配慮		
2	水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮		
3	地形の保全及び地盤改変に当たっての配慮		
4	植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮		
5	自然景観の保全のための配慮		
6	廃棄物対策等、生活環境保全のための配慮		
7	歴史的文化的環境の保全等、生活環境保全のための配慮		
8	自然災害の未然防止への配慮		
9	その他、生活環境保全のための配慮		

様式3 環境調書（追加分）

事業の 名称		事業 番号		対象事業の種類	
実施箇所	市町村（大字） （町） 地内			計画期間	令和 年度 ~ 令和 年度
連絡先	所属名：		担当者職氏名：		内線：

項目	環境配慮事項 (周辺環境への影響等)	環境影響が及ぶおそれのある地域 (環境特性図等の環境配慮が 必要な地域) 及びその理由	環境配慮（環境保全対策）の概要	環境生活部長の意見
1	公害の防止等、生活環境保全のための配慮			
2	水資源の保全と確保及び水系や水辺の改変に当たっての配慮			
3	地形の保全及び地盤改変に当たっての配慮			
4	植物・動物が生育・生息する地域の保全のための配慮			
5	自然景観の保全のための配慮			
6	廃棄物対策等、生活環境保全のための配慮			
7	歴史的文化的環境の保全等、生活環境保全のための配慮			
8	自然災害の未然防止への配慮			
9	その他、生活環境保全のための配慮			

注 事業部局での環境保全対策の内容の妥当性について、環境部局で判断し意見を形成する。